

## 放課後児童支援員認定資格研修の取組について

### 放課後児童支援員について

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）

#### 第10条第3項

- 1 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。
- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、・・・・・・都道府県知事又は指定都市市長が行う研修を修了したものでなければならない。



### 研修の受講状況

- ◆ 都は平成27年度から「放課後児童支援員認定資格研修」を実施
  - ⇒ 平成30年度までの4年間で、**合計9,672名**の放課後児童支援員を認定
  - ⇒ 研修修了者の異動・離職や、他事業からの異動・新規採用者等の発生等に対応するため、引き続き研修を実施する必要性あり

## 放課後児童支援員認定資格研修 項目と研修時間

- |  |   |
|--|---|
| <p>1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解<br/>事業の目的、制度内容、権利擁護等（4.5時間）</p>    | <p>4 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力<br/>保護者との連携・協力と相談支援等（3時間）</p> |
| <p>2 子どもを理解するための基礎知識<br/>発達理解、特に配慮を必要とする子どもの理解等（6.0時間）</p>       | <p>5 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応<br/>子どもの生活面における対応、安全対策等（3時間）</p>     |
| <p>3 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援<br/>遊びの理解と支援、障害のある子どもの育成支援等（4.5時間）</p> | <p>6 放課後児童支援員として求められる役割・機能<br/>放課後児童支援員の仕事内容、運営管理、法令等（3時間）</p>  |